

# 一般社団法人三重県バスケットボール協会 名誉役員規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の基本規程 第13条 の規定に基づき、名誉役員に関する事項について定める。

## 第2条〔名誉役員〕

- (1) 本協会に若干名の名誉役員を置くことができる。
- (2) 名誉役員は、名誉会長、顧問及び参与とする。
- (3) 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

## 第3条〔推薦要件〕

名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長  
会長を原則通算して2任期4年以上務めた者
- (2) 顧問
  - ①会長・副会長を務めた者
  - ②専務理事を原則通算して3任期6年以上務めた者
- (3) 参与  
理事又は監事のいずれかを原則通算して3任期6年以上務めた者

## 第4条〔定員、任期及び定年〕

名誉役員の定員及び定年は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長  
定員は1名以内とする。ただし、名誉会長が80歳に達した場合には、その後の最初の定時社員総会の終結の時までとする。
- (2) 顧問  
定員は定めない。ただし、顧問が80歳に達した場合には、その後の最初の定時社員総会の終結の時までとする。
- (3) 参与  
定員は定めない。ただし、参与が80歳に達した場合には、その後の最初の定時社員総会の終結の時までとする。

## 第5条〔改正〕

本規定の改正は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

## 第6条〔施行〕

本規程は、2021年11月9日から施行する

## 附則

本規程による最初の名誉役員は、特例として本協会の前身である三重県バスケットボール協会の副会長・顧問・参与をそれぞれ、顧問・参与として会長が委嘱する。ただし、任期及び定年は、2022年度からとする。